平成２２年（フ）第２８４号
岐阜市日野南２丁目８番２号
債務者　直井　芳彦
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８５号
岐阜市日野南２丁目８番２号
債務者　直井　直美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８７号
岐阜市夕陽丘18番地１　県営夕陽ヶ丘住宅401号室
債務者　中村　守子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
岐阜県羽島郡笠松町長池558番地の１
債務者　佐々木誠二
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１３号
岐阜市市橋４丁目１番21号　レオパレス西岐阜Ｂ201号室
債務者　緒方　幹浩
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２８９号
滋賀県彦根市高宮町1482番地19、前住所滋賀県長浜市十里町130番地48
債務者　伊藤　一夫
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２９０号
滋賀県彦根市高宮町1482番地19、前住所滋賀県長浜市十里町130番地48
債務者　伊藤　理惠（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８３号
滋賀県東近江市五個荘五位田町537番地６
債務者　高平　典子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８４号
滋賀県東近江市五個荘五位田町537番地６
債務者　高平組こと　高平　孝二
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９７号
滋賀県彦根市平田町614番地５
債務者　北村　貞友
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１２号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3239番地
債務者　茶野みつる
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２６９号
兵庫県加古郡播磨町古田２丁目23番16号
債務者　田畑　上司
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２７０号
兵庫県加古郡播磨町古田２丁目23番16号
債務者　田畑ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９５号
兵庫県加古川市別府町新野辺1458番地の７
野路菊コーポＡ―10号
債務者　松島　　繁
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５１４号
広島市西区福島町１丁目17番18号
債務者　原田　恵美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１６号
広島市東区牛田新町１丁目14番17号　山本アパート２Ｆ
債務者　岡野　夕子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６２号
広島県東広島市西条中央６丁目20番14号
債務者　嘉戸　　稔
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６４号
広島市安佐南区東原１丁目９番50―14号
債務者　竹長久美子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部